

制度の名称	銚田市被災者生活再建支援金支給制度																																		
支援の種類	給付																																		
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。</p> <p>◆住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th colspan="4">住宅の被害区分（単位：万円）</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>解体(大規模半壊・半壊の場合のみ)</th> <th>大規模半壊</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数世帯</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>50</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>37.5</td> <td>18.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th colspan="3">住宅の再建区分（単位：万円）</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数世帯</td> <td>200</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>単数世帯</td> <td>150</td> <td>75</td> <td>37.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※被害区分及び再建区分について、2以上の該当がある場合は、支給額が最も高い額を上限とします。</p>	支給額	住宅の被害区分（単位：万円）				全壊	解体(大規模半壊・半壊の場合のみ)	大規模半壊	半壊	複数世帯	100	100	50	25	単数世帯	75	75	37.5	18.75	支給額	住宅の再建区分（単位：万円）			建設・購入	補修	賃借	複数世帯	200	100	50	単数世帯	150	75	37.5
支給額	住宅の被害区分（単位：万円）																																		
	全壊	解体(大規模半壊・半壊の場合のみ)	大規模半壊	半壊																															
複数世帯	100	100	50	25																															
単数世帯	75	75	37.5	18.75																															
支給額	住宅の再建区分（単位：万円）																																		
	建設・購入	補修	賃借																																
複数世帯	200	100	50																																
単数世帯	150	75	37.5																																
活用できる方	<p>●住宅が自然災害(地震、津波、液状化等の地盤被害等)により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。</p> <p>(※)下記の世帯を含みます。</p> <p>◆住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p> <p>※対象となる災害は、自然災害により市内で10世帯未満の世帯が全壊した災害です。10世帯以上の世帯が全壊した場合は、<b>被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度</b>の対象となります。</p>																																		
申請期間	<p>●基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>●加算支援金：災害発生日から37月以内</p>																																		